

淡輪ハウス 利用約款

第 1 条 【適用範囲】

当施設が利用客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとしします。

2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとしします。

第 2 条 【利用契約の申込】

当施設に利用契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申出ていただきます。

- (1)会社（団体）名及び宿泊者名
- (2)利用日及び利用予定時刻
- (3)利用料金（原則として別表第 1 の基本料金による）
- (4)その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条 【利用契約の成立等】

利用契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約が成立したときは、利用期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本利用料を限度として当施設が定める申込金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、利用客が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払の際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、利用契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条【仮予約】

当施設では、利用日の30日前までに限り、利用日および利用時間を指定して、仮予約を行うことができるものとします。

2 仮予約の有効期間は、仮予約の受付日から起算して14日間とします。仮予約の有効期間内は、他の利用客の利用契約の申し込みがあった場合でも、仮予約がこれに優先します。

第5条【申込金の支払いを要しないこととする特約】

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 利用契約の申込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第6条【利用契約締結の拒否】

当施設は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申込みが、この約款によらないとき
- (2) すでに他の予約が入っているとき
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

第7条【利用客の契約解除権】

利用客は、当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。

2 当施設は、利用客がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 当施設は、利用客が連絡をしないで利用日当日になっても到着しないときは、その利用契約は利用客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第8条【当施設の契約解除権】

当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

(1)利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき

(2)利用客が伝染病患者であると明らかに認められるとき

(3)利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(4)天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき

(5)室内での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規定の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき

第9条【宿泊の登録】

宿泊客は、当施設において、予め次の事項を登録していただきます。

(1)宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3)出発日及び出発予定時刻

(4)その他当施設が必要と認める事項

第10条【施設の使用時間】

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は午後2時から翌朝9時まで、当施設の会議室を使用できる時間は午前10時から翌午後3時までとします。

第11条【利用規定の遵守】

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて館内に掲示した利用規定に従っていただきます。

第 12 条 【門限の時間】

当施設の門限は、午後 10 時とし、翌朝 7 時の開錠まで当施設の入退は出来ません。

第 13 条 【利用料金と支払い方法】

利用客が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等は、現金にて支払いただきます。

3 当施設が利用客に会議室・客室を提供し、使用が可能になったのち、利用客が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

第 14 条 【当施設の責任】

当施設は、利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第 15 条 【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 16 条 【寄託物等の取扱い】

宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は10万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

第17条【利用客の手荷物または携帯品の保管】

利用客の手荷物が、利用に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、利用客がチェックインする際お渡しします。

2 利用客がチェックアウトしたのち、利用客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第18条【駐車場の責任】

利用客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第19条【利用客の責任】

利用客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該利用客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第20条【利用禁止事項】

利用客のお客様の中に次の該当者がいる場合、利用は禁止させていただきます。

- (1) 暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体・その他反社会的勢力の関係者
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人・その他の団体の関係者
- (3) 病毒伝播の恐れのある伝染病等の疾病に罹った方

別表第 1

| 項目名 | 内容 |
|------|------------|
| 宿泊料金 | 宿泊室 利用料 |
| 食事料金 | 朝・昼・夕食 飲食料 |
| 追加料金 | 上記以外の利用料金 |

別表第 2

| キャンセル受付日 | | |
|----------|-----|---------|
| 当日 | 前日 | 2日～1週間前 |
| 100% | 80% | 50% |

利用規定

公共性と安全性を確保するため、当施設をご利用のお客様は、この規定を履行し、かつ遵守していただきます。この規定の禁止事項を遵守していただけない場合、また施設利用の拒否及び契約締結の解除事項のいずれかに該当する場合、当施設のご利用をお断り（契約締結の解除）することとしております。

遵守していただく禁止事項

1. 客室を当施設が許可する場合を除いて、宿泊以外の目的に使用すること。
2. 廊下及び客室内で暖房用、炊事用などの火気を使用すること。
3. 当施設が指定する場所以外で喫煙すること。
4. 館内に、次のようなものを持ち込むこと。
 - 犬（盲導犬等の介助犬を除く。）、猫、鳥類、虫類及び家畜類等の動物
 - 悪臭を発するもの
 - 著しく多量な物品
 - 火薬や揮発油等、爆発または引火し易いもの
 - 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
5. 館内及び客室内で、とばく及び風紀を乱すような行為をすること。
6. 館内及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てること。
7. 当施設の建築物や諸設備に異物を取り付けるなど、現状を変更するような加工をすること。
8. 他のご利用のお客様に、広告物等を配布し、または配布しようとする事。
9. 廊下やロビーなどに所持物を放置すること。
10. 許可なく当施設外から飲食物の出前を取る事。

施設利用の拒否及び契約締結の解除事項

1. 利用しようとする者が、指定暴力団、指定暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」平成4年3月1日施行）、指定暴力団関係団体またはその関係者であるとき。
2. 利用しようとする者が、指定暴力団が役員に就任または事業活動を支配している法人その他団体の役職員であるとき。
3. 利用しようとする者が、反社会的団体、その構成員またはその他の反社会的勢力であるとき。
4. 当施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
5. 当施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。

お願いとお断り

約款の内容につきましてはご利用の方にお断りなしに変更になる事があります。

旅行業法の変更などの条件が改正された場合などは柔軟に対応を致しますが、ご要望に添えない事もありますのでご了承下さい。

ただし法令遵守の立場をもって善処させていただきます。